

京都市告示第 128 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年5月29日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
野溝公園	山科区大塚野溝町23番3	告示の日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)